

静岡文化芸術大学大学院学位規程

(趣旨)

第1条 静岡文化芸術大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第37条第2項の規定に基づき、学位の授与に関し必要な事項を定める。

(学位授与の要件)

第2条 学位は、大学院学則の定めるところにより、本学大学院を修了した者に授与する。

(学位記の交付)

第3条 学長は、前条に基づき学位を授与された者に、学位記を交付する。

2 学位記の様式は、別記1及び2のとおりとする。

(学位名称の使用)

第4条 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、本学大学院名を付記するものとする。

(学位の取り消し)

第5条 学位を授与された者がその名誉を汚す行為をしたとき、または不正の方法により学位を受けた事実が判明したときは、学長は当該大学院研究科の教授会の議を経て、学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、役員会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成17年11月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

修○第 号

学 位 記



氏 名

年 月 日生

本学大学院 研究科 専攻の
修士課程を修了したことを認め修
士()の学位を授与する

年 月 日

静岡文化芸術大学長



Shizuoka University of Art and Culture

Name: xxxxxxxx xxxxxxxx

Date of Birth: Month Day, Year

having completed the approved course in the Graduate
School of xxxxxxxxxxxxxxxxxxxx has been duly admitted to
the Degree of

Master of xxxxxxxx

Month Day, Year

Serial Number

xxxxxxxx xxxxxxxx (自筆サイン)

President of Shizuoka University of Art and Culture

This is an authorized translation of the original.